

定例監査の結果報告について

地方自治法第199条第1項および第4項の規定による定例監査を尾花沢市監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次の通り講評する。

令和7年12月10日

尾花沢市監査委員 丹川 弘 行
尾花沢市監査委員 小 関 英 子

記

第1. 監査の対象・監査の期日及び執行委員

監査の対象	監査の期日	執行委員
社会教育課・中央公民館	10月16日（木）	丹川 弘 行 小 関 英 子

第2. 監査の範囲

令和7年1月1日から令和7年8月31日現在における財務事務及び関連事務事業の執行状況

第3. 監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施

第4. 監査の実施内容

尾花沢市監査委員条例第4条第2項の規定により通知し、資料及び関係諸帳簿の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取する方法により監査を実施

第5. 監査の結果

別添のとおり、一部に指摘事項が見られたので、適切な措置を講じられたい。

(別添)

監査の結果【指摘事項】

社会教育課

1. 令和6年度管理番号21177、旅行の最終日から3か月を超えて支払を行っている。
2. 令和7年度管理番号1187、契約書の訂正すべき箇所に訂正印がなく修正が行われている。
3. 市が団体の会計を担っていない団体の会費を預かり、団体会計担当者へ取り次ぐのを失念し、長期間現金を保管している。

以上